



INTERVIEW

愛知県弁護士会会長 鈴木 典行氏

1985年弁護士登録。2001年4月名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）副会長、2009年4月から2016年3月まで県刑事弁護委員会委員長、日弁連理事など歴任、現在すずらん法律会計事務所所長、2019年4月、愛知県弁護士会会長。

——まず抱負を伺います。

鈴木 弁護士は、弁護士法で規定されているように「基本的人権の擁護と社会正義の実現」を使命とする職業です。私は、弁護士、弁護士会がその使命を胸に平和と明るい未来を創造して行くことが抱負です。

弁護士を続けてきて弁護士は、この魂を失うと事件屋と変わらない職業になってしまうと思うようになりました。最近営業的側面が表に出てこの使命を忘れ弁護士としての信頼感が薄らいできている、と思える風潮も出て来ているように思われます。従前司法修習生は公務員に準ずる待遇を受けていました。それは将来、この使命を胸に社会に貢献する職業とされていたからだと思います。昨今はそのことが危うくなってきているように思われます。今一度その使命を自覚して頑張る必要があります。社会に正義が実現して行くことは弁護士会の役割だと思います。

——最近、企業でも官公庁でも「地域主義」を掲げています。貴弁護士会でもそういう活動や愛知独自の動きがありますか。

鈴木 特別な活動ではないですが、一つは昨年1月設立された行政連携センターがあります。国や地方公共団体、独立行政法人などと連携を図り、行政機関や住民への法的サービスの拡充を図る目的で設立されました。それまでも行政と連携し様々な活動を行って来ましたが、さらに強化してワンストップで対応しようとするものです。

行政の課題の一つとして空き家問題があります。法的な権利関係、相続などを確定し、その対処を探る、6、7項目の協定を結んでいます。

悲惨な虐待死、いじめに対して行政や社会福祉協議会、警察との連携も必要ですが、弁護士会としてはスクールロイヤー制度を含めこうした問題に対処して行きたいと思ってお

ります。モンスターペアレンツとかいじめなど現在学校で起こっている問題は正に人権問題です。勉強会も行ってきており、児童心理学を学ぶ弁護士もいます。学級崩壊、家庭崩壊が背景にある可能性があり、さらに同センターの法的サービス拡充支援を行っていきます。

——企業や行政においてコンプライアンスが言われ、人権意識の高まりもあり、弁護士の需要も多いと思われそうですが、ロースクールに人材が集まらないとも聞きます。また日本は欧米に比べ人口当たりの弁護士が少ないといわれます。（人口10万人当たりの弁護士数は米国397人、英国250人、ドイツ234人、フランス103人、日本34人）

鈴木 人口当たりの弁護士が少ないといわれますが、一つは欧米では法曹業務の広がりがあります。

米国では日本の司法書士や行政書士も含め法曹ですので単純な比較は危険です。戸籍制度がなく結婚するときは弁護士事務所が独身証明をするなど戸籍的業務を担うこともあり、不動産登記も弁護士事務所が事実上請け負っており、不動産業者的な仕事も行っています。また道路状況、例えば、訴訟原因となる危険な道路状況を把握して業務に活用している事務所もあります。

次に司法試験の合格者数ですが、ロースクール発足後一時は2000人以上に膨らみましたが、3年ほど前からは1500人台で推移しています。

法曹人口の増大により、法テラスへのスタッフ弁護士の派遣や弁護士過疎地域に公設事務所を作って日本全体への法的サービスの拡充が可能となりましたが、近時の合格者が減ったことで地方へ行く弁護士が減少して来ているように思います。

弁護士事務所の法人化が認められ東京や大

阪の事務所の支店が地方に多く設立されるようになりました。弁護士会としては弁護士が人権を守る使命を果たしながら人並みの生活を維持できるような環境を作ることが課題の一つになっていますが、厳しくなって来ています。

——安倍首相は憲法改正を念願にしています。弁護士会としての動きは？

鈴木 各地の弁護士会は、原則都道府県単位数で構成されており、全体の総意は日弁連において議論されます。憲法問題については日弁連人権大会で「立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言」を採択しています。安倍政権はいわゆる安保法制の強行採決を行い、改憲への意欲を度々明らかにしておりますので、日弁連はその後、立憲主義、憲法理念の堅持を宣言してきています。戦争は最大の人権侵害ですから、法律の専門家集団である弁護士会として、二度と戦争の悲劇に日本国民が巻き込まれることのないように努めて行きたいと思っております。

——裁判員制度が施行されて10年です。この制度の評価は？

鈴木 刑事裁判についての国民の関心は深まったと思います。制度的にも証拠開示が明文で定めらるようになったなど評価すべき点も多いですが、証拠開示もまだ全面開示にはほど遠い等問題点も残っています。訴追側は有罪の証拠は積極的に出しますが、無罪になるような証拠はなかなか出しませんから。また、裁判所は、裁判員の負担を考え審理を長引かせたくない意向が強いように思いますが、弁護側としては証拠を見ることが出来なければ認否することも困難です。10年が経過して、裁判員裁判に対する社会の関心が薄れてきているように思いますが、真に裁判員が自由に意見が言えるようにさらに検討をして行く必要あると思います。